

市役所の電話番号

市役所代表(夜間休日とも受付) 32・2111



庁舎内 本庁業務時間 8:30~17:15

- 税務課 (固定資産税) 32・2115 (市民税) 32・3821 (納税) 32・3928 (諸税) 32・3845
- 戸籍住民課 32・2112
- 市民生活課 (公共交通・生活支援) 32・2132
- 環境政策課 32・2147
- 保険年金課 (国民健康保険) 32・2113 (医療・年金) 32・4120
- 生活福祉課 32・3931
- 児童福祉課 32・2114
- 介護福祉課 (障がい福祉) 32・2279
- 住宅課 32・2120
- 消防本部 32・0119
- 議会事務局 32・1359
- 都市整備課 32・2118
- まちづくり推進課 (高速道路) 32・3957 32・3815
- 秘書広報課 32・3802
- 企画政策課 32・2127
- 人事課 32・3804
- 総務課 (統計) 32・2123 32・3803
- 監査委員事務局 32・3805
- 選挙管理委員会 32・3807
- 財政課 32・2191
- 会計課 32・2116
- 農業委員会 32・3810
- 農林水産課 34・9292
- 商工観光課 32・3809
- 危機管理課 32・2227
- 新型コロナウイルス感染症対策推進課 34・9014
- 建設管理課 32・2121
- 電算管理課 32・3808

出先機関

- 人権推進課 32・2122
- 小松島解放センター 32・5711
- 目佐解放センター 37・0358
- 泰地総合センター 33・0194
- 世代間交流健康センター 32・2595
- 学校課 32・3811
- 教育政策課 32・3813
- 生涯学習課 32・2700
- 市立図書館 32・1100
- 青少年健全育成センター 32・1398
- スポーツ振興室 (市立体育館) 38・1788
- 競輪局 32・0290
- 水道課 32・6188
- 環境衛生センター 32・8290
- 葬斎場 35・1059
- しらさぎ浄園 38・1452
- 総合福祉センター 33・2255
- 中央会館 32・2030
- 保健センター 32・3551
- 母子健康包括支援センター 38・7500
- サウンドハウスホール 32・3565
- 消費生活センター 38・6880

音声案内

- 防災行政無線 35・4000
- 火災の問合せ 32・5000

定期的に開かれている主な無料相談

◎印の実施日が祝日のときは、休みとなります。

名称	実施日	時間	会場	問合せ先
行政相談	11月25日	9:00~12:00	市役所3階 統計分室	秘書広報課 ☎32-3812
人権相談	11月11日	13:00~16:00	市教育委員会 2階(相談室)	人権推進課 ☎32-2122
もの忘れ相談	11月15日	13:30~16:00	市総合福祉センター	☎33-4040
耐震診断 耐震改修	◎毎週月~金曜日	8:30~17:15	市住宅課 (市役所2階)	住宅課 ☎32-2120
心配ごと相談	◎毎月第1・第3火曜日	10:00~15:00	市総合福祉センター	☎33-2255
家庭児童相談 ひとり親家庭相談	◎毎週月~金曜日	8:30~17:15	市児童福祉課 (市役所1階)	☎32-2114
消費生活相談	◎毎週月~金曜日	9:00~16:00	消費生活センター	☎38-6880
読書相談	図書館開館日	9:30~18:00	市立図書館	☎32-1100
無料法律相談	詳しくは、市総務課へご確認ください。			☎32-2123

休日納税窓口	実施日	時間	業務内容	場所
	11月28日	8:30~17:15	市税・保険料の納付、納税相談	税務課 ☎32-3928

休日交付窓口	実施日	時間	業務内容	場所
	11月28日	8:30~17:15	住民票・戸籍・印鑑登録等各種証明書の発行およびマイナンバーカードの交付	戸籍住民課 ☎32-2112

全国瞬時警報システム(Jアラート)の試験放送の日時をお知らせします

定期試験放送

11月24日(水) 午後4時15分ごろ

詳しくは、市危機管理課(市役所4階)
☎32・2227 / FAX 32・3522
放送内容のご確認は、☎35・4000

広報こまつしま有料広告募集

◆広告サイズと掲載料金(1か月分)

- ◎1号広告 20,000円(縦47ミリ・横88ミリ)
- ◎2号広告 35,000円(縦47ミリ・横179ミリ)
- ◎3号広告 35,000円(縦100ミリ・横88ミリ)
- ◎4号広告 60,000円(縦100ミリ・横179ミリ)
- ◎5号広告 100,000円(縦168ミリ・横179ミリ)

お申し込み、お問い合わせは、
市秘書広報課広報担当(市役所3階 ☎32・3812)まで。

小松島市の木質素材応援コーナー

木づかい運動で ウッド・チェンジ!



10月から「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。公共建築物に適用されていた木づかい促進のための法律が民間にも適用されるようになり、木づかいに積極的な事業者が行政機関からの支援を受けられるようになります。木造建築物を目にする機会が増えてくるかもしれません。また、身の回りの物で木材製品の利用を推進する「ウッド・チェンジ!」というプロジェクト等も展開されており、木づかいに新たな動きが始まっています。